



発行 東京都

目次

規則

○東京都市計画事業新宿駅直近地区土地区画整理事業施行規程の施行期日を定める規則……………（都市整備局市街地整備部管理課）…一

○東京都市計画事業新宿駅直近地区土地区画整理事業施行細則……………（同）…一

告示

○令和三年度東京都補正予算の公表……………（財務局主計部財政課）…三

○土地区画整理事業の事業計画の決定……………（都市整備局市街地整備部企画課）…五

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………（環境局多摩環境事務所環境改善課）…五

公告

○開発行為に関する工事完了……………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課）…六

○東京都指定排水設備工事事業者の変更届出（三件）……………（下水道局）…六

○東京都指定排水設備工事事業者の指定（三件）……………（同）…八

規則

東京都市計画事業新宿駅直近地区土地区画整理事業施行規程の施行期日を定める規則を公布する。

令和三年七月七日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第二百八十一号

東京都市計画事業新宿駅直近地区土地区画整理事業施行規程の施行期日を定める規則

東京都市計画事業新宿駅直近地区土地区画整理事業施行規程（令和三年東京都条例第十八号）の施行期日は、令和三年七月七日とする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

東京都市計画事業新宿駅直近地区土地区画整理事業施行細則を公布する。

令和三年七月七日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第二百八十二号

東京都市計画事業新宿駅直近地区土地区画整理事業施行細則

目次

第一章 負担金（第一条）

第二章 基準地積の更正手続（第二条）

第三章 土地及び権利の評価（第三条・第四条）

第四章 清算（第五条―第十条）

第五章 雑則（第十一条―第十四条）

附則

第一章 負担金

（負担金）

第一条 東京都市計画事業新宿駅直近地区土地区画整理事業施行規程（令和三年東京都条例第十八号。以下「施行規程」という。）第六条第四項に規定する徴収の時期は、毎年度、当該年度の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十五条の五に規定する出納を閉鎖する日（以下「出納閉鎖日」という。）までのうち、東京都（以下「施行者」という。）が別に定める日とする。

2 施行規程第六条第四項に規定する徴収の方法は、納入通知書により納付すべき者に

通知することとする。

第二章 基準地積の更正手続

(基準地積の更正手続)

第二条 施行規程第十七条第一項の規定により基準地積の更正を申請しようとする者は、申請書に次に掲げる書類を添付し、施行者に提出しなければならない。この場合において、その者の所有する宅地が二筆以上にわたり連続しているときは、その全部について申請しなければならない。

一 宅地の境界について隣接する宅地の所有者の同意があることを証する書面

二 宅地の実測図(原則として縮尺二百五十分の一で、周囲の辺長及び求積に必要な事項を記載したもの)

三 隣接する宅地の地番及び所有者の氏名を記入した見取図

四 隣接する宅地との境界標識の種類、境界点の位置及び境界点間の距離を記入し、並びに隣接する宅地の所有者の記名及び押印をした境界表示図

第三章 土地及び権利の評価

(土地の評価)

第三条 従前の宅地及び換地の価額は、施行者が、その位置、地積、土質、水利、利用状況、環境、収益性等を考慮し、評価員の意見を聴いて定める。

(権利の評価)

第四条 所有権以外の権利の存する従前の宅地及び換地についての所有権又は所有権以外の権利の価額は、当該従前の宅地及び換地の価額に、それぞれの権利価額割合を乗じて得た額とする。

2 前項の権利価額割合は、施行者が、前条の従前の宅地及び換地の価額、賃貸料、位置、土質、水利、利用状況、環境、収益性等を考慮し、評価員の意見を聴いて定める。

第四章 清算

(清算金の算定)

第五条 換地を定めた場合において徴収し、又は交付すべき清算金額は、従前の宅地の価額の総額に対する換地の価額の総額の比を従前の宅地の価額(従前の宅地について所有権以外の権利が存する場合には、所有権又は所有権以外の権利の価額)に乗じて

得た額(以下「従前の権利価額」という。)と当該換地の価額(換地について所有権以外の権利が存する場合には、所有権又は所有権以外の権利の価額)との差額とする。

2 換地を定めないで金銭で清算する場合又は所有権以外の権利を消滅させて金銭で清算する場合における交付すべき清算金額は、従前の権利価額とする。

(清算金の相殺)

第六条 清算金を徴収されるべき者に対して交付すべき清算金があるときは、その者から徴収すべき清算金とその者に交付すべき清算金とを相殺するものとする。

(清算金の分割徴収利率)

第七条 施行規程第十九条第二項に規定する規則で定める率は、土地区画整理法(昭和二十九年法律第九十九号。以下「法」という。)第百三条第四項の規定による公告があった日の翌日における財政融資資金(財政融資資金法(昭和二十六年法律第百号)第二条に規定する財政融資資金をいう。)の貸付利率のうち、次に掲げる条件による貸付金に適用される利率(当該利率が当該公告があった日の翌日における法定利率を超えるときは、当該法定利率)とする。

一 償還期間 五年以内

二 据置期間 無

三 償還方法 元金均等半年賦償還

四 金利方式 全期間固定

(清算金等の納期限及び納付場所の通知)

第八条 施行者は、法第百二条第一項の規定により徴収すべき仮清算金及び法第百十條第一項の規定により徴収すべき清算金の納期限及び納付場所を、納期限の十日前までに、納付すべき者に通知するものとする。

(清算金の繰上納付)

第九条 施行規程第十九条第六項の規定により未納の清算金を繰り上げて納付しようとする者は、あらかじめその旨を施行者に届け出なければならない。

2 清算金を繰り上げて納付する場合の利息は、繰上納付の日までの日割計算により算定した額とする。

(仮清算金の分割徴収又は分割交付を完了する時期等)

第十條 施行規程第二十一條第二項に規定する分割徴収又は分割交付の時期は、法第九十八條第一項の規定による仮換地の指定（以下単に「仮換地の指定」という。）又は法第百條第一項の規定による使用収益の停止（以下単に「使用収益の停止」という。）がなされたとき以後において、毎年度、当該年度の出納閉鎖日までのうち、施行者が別に定める日とする。

2 施行規程第二十一條第二項に規定する分割徴収又は分割交付の完了の期限は、法第百三條第四項の規定による公告があつた年度の出納閉鎖日までのうち、施行者が別に定める日とする。

3 施行規程第二十一條第二項に規定する分割の回数、仮清算を行う年数に相当する数とする。

4 施行規程第二十一條第一項において準用する施行規程第十九條第一項及び第五項の規定により仮清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合において、毎回の徴収し、又は交付すべき金額は、法第八十七條第一項第一号に規定する換地設計に準じ、事業の施行状況を勘案して施行者が定める額とする。

第五章 雜則

（建築物等の申告及び異動届）

第十一條 施行者は、施行地区内の建築物その他の工作物又は竹木土石等（以下「建築物等」という。）の所有者又は占有者に対し、当該建築物等及びこれらの者の行う営業に関する事項その他の事項で事業の施行上必要なものについて申告させることができる。

2 前項の規定による申告をした後において、当該申告に係る事項を変更したときは、建築物等の所有者又は占有者は、遅滞なくその旨を施行者に届け出なければならない。この場合において、当該申告に係る事項の変更が建築物等又は営業に関する権利の移転によるものであるときは、当該権利の移転の当事者は、連署して届け出なければならない。

3 前項の規定により連署して届け出るべき者が他の当事者の連署を得ることができないときは、同項の規定による届出に、連署を得ることができない理由を記載した書面及び権利の移転があつたことを証する書類を添付しなければならない。

（建築物等の移転及び除却）

第十二條 施行者は、仮換地の指定又は使用収益の停止がなされた場合において、建築物等の移転又は除却を必要とするときは、移転計画を決定する。

2 施行者は、前項の規定により移転計画を決定したときは、法第七十七條第二項の規定により、建築物等の所有者及び占有者に対し、移転計画の定めるところにより建築物等を移転し、又は除却する旨を通知する。

3 前項の規定による通知を受けた者が自ら移転し、又は除却するときは、第一項の規定による移転計画に従つて移転し、又は除却しなければならない。ただし、施行者が移転計画に従わない移転又は除却を行つても事業に支障がないと認めるときは、この限りでない。

（住所等変更の届出）

第十三條 施行地区内の宅地又は建築物等について権利を有する者が住所又は氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地又は名称）を変更したときは、遅滞なく書面をもって施行者にその旨を届け出なければならない。

（登記完了の公告）

第十四條 施行者は、法第七十七條第二項の規定による登記が完了したときは、その旨を公告する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

●東京都告示第九百二十一号

令和三年六月十八日地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十九條第一項の規定により専決処分した令和三年度東京都一般会計補正予算を次のとおり公表する。

令和三年七月七日

東京都知事 小 池 百合子

専 決

令和3年度東京都一般会計補正予算

予 算 総 則

令和3年度東京都一般会計の補正予算(第9号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ246,689,490千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,387,706,142千円と定める。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1号歳入歳出予算補正」による。

第1号 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

科 款	目 項	既 定 予 算 額	補 正 予 算 額	計
08 国庫支出金		1,842,410,019	237,218,147	2,079,628,166
	02 国庫補助金	1,608,821,429	237,218,147	1,846,039,576
11 繰入金		1,079,884,718	9,471,343	1,089,356,061
	03 基金繰入金	1,068,152,794	9,471,343	1,077,624,137
歳 入 合 計		9,141,016,652	246,689,490	9,387,706,142

歳出

(単位 千円)

科 款	目 項	既 定 予 算 額	補 正 予 算 額	計
02 総務費		241,598,374	60,000	241,658,374
	07 防災管理費	13,960,379	60,000	14,020,379
09 産業労働費		1,756,092,445	246,629,490	2,002,721,935
	02 産業労働管理費	1,172,002,265	246,629,490	1,418,631,755
歳 出 合 計		9,141,016,652	246,689,490	9,387,706,142

●東京都告示第九百二十二号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第五十二条第一項の規定に基づき、東京都市計画事業新宿駅直近地区土地区画整理事業の事業計画を決定したので、同法第五十五条第九項の規定により次のとおり告示する。

令和三年七月七日

東京都知事 小 池 百合子

一 土地区画整理事業の名称

東京都市計画事業新宿駅直近地区土地区画整理事業

二 施行者の名称

東京都

三 施行地区

新宿区新宿三丁目及び同区西新宿一丁目の各一部

四 事業施行期間

令和三年七月七日から令和二十九年三月三十一日まで

五 事務所の所在地

中野区中野一丁目二番五号 東京都第二市街地整備事務所内

六 事業計画の決定の年月日

令和三年七月七日

●東京都告示第九百二十三号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一條第二項の規定により、令和三年東京都告示第百六十二号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六條第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和三年七月七日

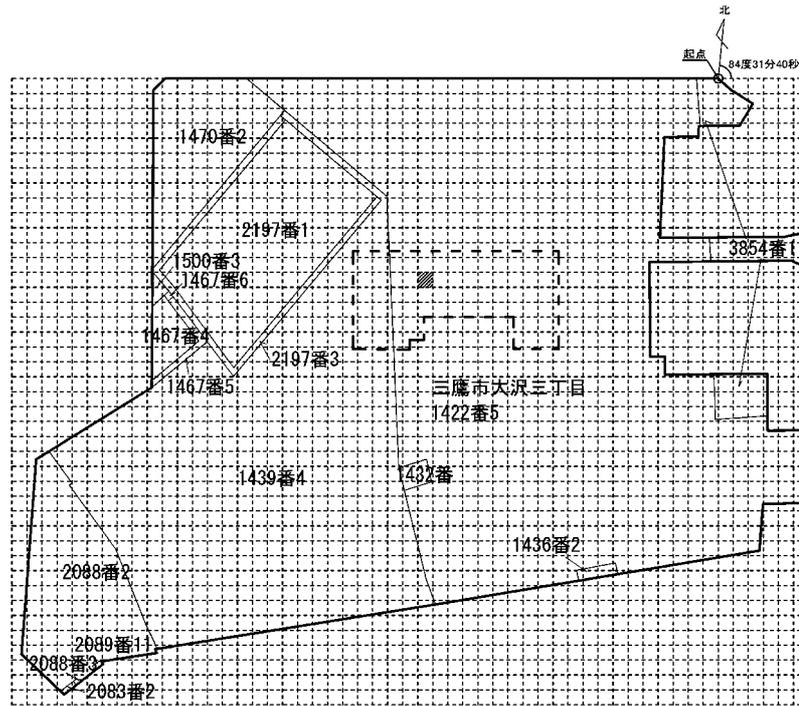
東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり（三鷹市大沢三丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図



【凡例】

- : 単位区画
- - - : 改変範囲
- : 筆境界
- : 敷地境界
- ▨ : 指定を解除する区域

【起点】

起点は、三鷹市大沢三丁目3854番1の最北端とする。

【格子の回転角度】

回転角度：84度31分40秒

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南西方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔に引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

公 告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和三年七月七日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井 勉

開発区域又は工区に含まれる地域の名称 許可を受けた者の住所及び氏名

多摩市関戸六丁目四番二十三 西東京市東伏見三丁目六番十九号  
 タクトホーム株式会社  
 代表取締役 小寺 一裕

東京都指定排水設備工事事業者の変更届出について

東京都指定排水設備工事事業者規程（平成十三年東京都下水道局管理規程第四号）第六条の規定に基づき、東京都指定排水設備工事事業者から次のように変更の届出があったので、同規程第七条の規定により公告する。

令和三年七月七日

東京都下水道局長 神山 守

一 商号又は名称を変更した事業者

受理年	指定番号	新商号又は旧商号又はは名称	名称	事業所所在地
令和三年一月八日	五三七四	有限公司	有限公司	足立区青井四丁目二番十二号
		皆良	ビル	

<p>二 事業所の所在地を変更した事業者</p> <p>受理年 月日 指定番号 商号又は名称 新事業所所在地 旧事業所所在地</p> <p>令和三年一月五日 二五五八 株式会社 玄空調 中野区松が丘二丁目十番八号 中野区沼袋二丁目十三番九号</p> <p>同日 四九八〇 金杉設計 町田市西成瀬三丁目十三番十二号 渋谷区恵比寿南三丁目七番二号</p> <p>同日 四〇〇二 東京ガス リノペー ション株式会社 品川区二葉二丁目九番十五号 港区芝四丁目九番四号</p> <p>同日 五三三七 株式会社 玄空調 日野市新町五丁目一番地の二十一番十六号</p>	<p>三 代表者を変更した事業者</p> <p>受理年 月日 指定番号 商号又は名称 新代表者名 旧代表者名</p> <p>令和三年一月五日 二五五八 株式会社 玄空調 榎本 玄 榎本 健治</p> <p>同日 〇五七九 東海管工 株式会社 石井 幹男 岩島 俊夫</p>
<p>○一 号</p> <p>同日 五三四六 早川建設 株式会社 早川日出代 早川 政男</p> <p>同日 四〇〇二 東京ガス リノペー ション株式会社 石井 敏康 松田 明彦</p> <p>同日 三〇一七 大応ブラ ミング株 式会社 大森 泰樹 大森 邦人</p> <p>同日 五一六六 株式会社 三浦 航 小田桐博美</p>	<p>一 事業所の所在地を変更した事業者</p> <p>受理年 月日 指定番号 商号又は名称 新事業所所在地 旧事業所所在地</p> <p>令和三年二月十六日 四八九三 株式会社 石川設備 台東区東上野六丁目二十三番五号 文京区本郷五丁目五番十八号</p> <p>同日 五三三九 合同会社 藤原設備 清瀬市中清戸四丁目九百七十五番地十四 新宿区中落合四丁目二一〇一号室</p>
<p>二 代表者を変更した事業者</p> <p>受理年 月日 指定番号 商号又は名称 新代表者名 旧代表者名</p> <p>令和三年二月八日 三三三一 有会社社 ミギタ工業 山田 智雄 右田 洋</p> <p>同日 三八〇八 株式会社 設備工事 大森 裕人 石上 雅己</p> <p>同日 二八九九 有会社社 松永 一也 松永 光一</p> <p>同日 三三〇二 株式会社 豊工業株 式会社 松永 亮 松永 豊</p> <p>同日 二九八八 株式会社 菊池工業 菊池 浩美 菊池 健二</p>	<p>一 商号又は名称を変更した事業者</p> <p>東京都指定排水設備工事事業者の変更届出について</p> <p>東京都指定排水設備工事事業者規程(平成十三年東京都下水道局管理規程第四号)第六条の規定に基づき、東京都指定排水設備工事事業者から次のように変更の届出があったので、同規程第七条の規定により公告する。</p> <p>令和三年七月七日</p> <p>東京都下水道局長 神山 守</p>

受理年月日	指定番号	新商号又は名称	旧商号又は名称	事業所所在地
令和三年三月十六日	三四〇九	積和建設東京株式会社	積和建設東京株式会社	練馬区石神井町二丁目八番十五号
二 事業所の所在地を変更した事業者				
受理年月日	指定番号	商号又は名称	新事業所所在地	旧事業所所在地
令和三年三月十七日	五三七六	株式会社くはら設備	台東区浅草五丁目二十九番十号	江戸川区西葛西五丁目三番四号
同日	三八五五	有限会社水浩設備	足立区東和二丁目五番二十号	足立区東綾瀬一丁目十五番十九号
同日	五一〇四	株式会社雄大工業	文京区本郷一丁目十三番一〇 C	文京区本郷五丁目五番十八号
三 代表者を変更した事業者				
受理年月日	指定番号	商号又は名称	新代表者名	旧代表者名
令和三年三月二日	三九五八	有限会社南設備工業	南保宏	南勉
同日	三八七四	有限会社成塚設備工業	成塚厚	成塚万平
同日	〇〇〇一	株式会社斎久工業	相京智彦	斎藤久経

東京都指定排水設備工事事業者の指定について  
 東京都下水道条例（昭和三十四年東京都条例第八十九号）第七条の規定により、東京都指定排水設備工事事業者を次のように指定したので、東京都指定排水設備工事事業者規程（平成十三年東京都下水道局管理規程第四号）第七条の規定により公告する。

令和三年七月七日  
 東京都下水道局長 神山 守

指定した事業者	商号又は名称	代表者	事業所所在地
一	五七二七	有限会社REIDAN	渡部 貴之 板橋区前野町四丁目一番二号
二	五七二八	FINE	伊藤 友樹 江戸川区北篠崎一丁目二番十七号 一階
	五七二九	株式会社光賢機構	八木 伸生 町田市相原町二千八百二十五番地二
	五七三〇	すずらん設備	鈴木 浩司 練馬区大泉町三丁目三十八番四十一号 第二学園サンハイツ 一〇六

二 指定年月日  
 令和三年三月十日

東京都指定排水設備工事事業者の指定について  
 東京都下水道条例（昭和三十四年東京都条例第八十九号）第七条の規定により、東京都指定排水設備工事事業者を次のように指定したので、東京都指定排水設備工事事業者

者規程（平成十三年東京都下水道局管理規程第四号）第七条の規定により公告する。

令和三年七月七日  
 東京都下水道局長 神山 守

指定した事業者	商号又は名称	代表者	事業所所在地
一	五七三一	有限会社ラック	長島 賢明 大田区東雪谷二丁目二十番十六号
	五七三二	株式会社とりかつ	大野美智子 葛飾区西水元三丁目二十一番十五号
	五七三三	江口設備	江口 涼平 東大和市狭山二丁目千二百四十五番地の八
	五七三四	高橋設備	高橋 一章 足立区江北一丁目十番三号 四〇三
	五七三五	リードワシ株式会社	林 雅彦 墨田区緑一丁目十四番六号 シティボー
	五七三六	株式会社東建	福田 裕 大田区矢口一丁目二番十一号
	五七三七	株式会社大野設備	大野 和馬 葛飾区細田三丁目二十四番十六号 セナ
	五七三八	有限会社アルファ	阿部 誠 大田区大森西四丁目十二番十三号

二 指定年月日  
 令和三年四月七日

東京都指定排水設備工事事業者の指定について

東京都下水道条例（昭和三十四年東京都条例第八十九号）第七条の規定により、東京都指定排水設備工事事業者を次のように指定したので、東京都指定排水設備工事事業者規程（平成十三年東京都下水道局管理規程第四号）第七条の規定により公告する。

令和三年七月七日

東京都下水道局長 神山 守

一 指定した事業者

指定番号	商号又は 名称	代表者	事業所所在地
五七三九	株式会社 YSK	山本 祐司	東久留米市下里一丁目十番十一号 ビジネスパーク浜中B棟
五七四〇	株式会社 エヌテック	黒須 紀広	板橋区中台二丁目二十八番二号
五七四一	山崎工業 株式会社	山崎 恒典	江戸川区南篠崎町一丁目十五番二十号
五七四二	有限会社 梅沢水道 東京支店	梅沢 和夫	足立区保木間一丁目二十三番二十七号 四〇五
五七四三	そらいろ 設計	板垣久美子	江戸川区西一之江四丁目十三番十三号
五七四四	ジー・プ ラン有限 会社	庄子 弘幸	台東区浅草橋五丁目十七番一号 HMBビル四〇三
五七四五	エスケイ 設備株式 会社	金澤 伸悟	東村山市秋津町五丁目三十三番地二十二
五七四六	タスケン 住設株式 会社	中井 僚亮	世田谷区豪徳寺一丁目四十一番五号
五七四七	株式会社 片野 公輔	片野 公輔	新宿区新宿二丁目八

二 指定年月日

令和三年四月二十一日

カタノ

五七四八 株式会社 樋田 広道  
千広興業  
目黒区祐天寺二丁目八番八号 EN祐天寺三〇二号

番十五号 パークフ  
ロント新宿五〇二号

発行  
 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
 号  
 電話 ○三(五三二)一(一)一(代)

郵便番号  
 163-8001

定価  
 本号  
 一箇月 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む。)

印刷所  
 勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山一丁目十三番七号  
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
 113-0001

